東大震研研第 180 号
令和 6 年 9 月 20 日

関係各研究機関の長　殿

東京大学地震研究所
所長　古村　孝志

令和 7 (2025)年度共同利用の公募について（通知）

このことについて、下記のとおり公募しますので、貴機関の研究者にご周知くださいますようお願いします。

記

1．　公募事項：(1)共同研究
(2)研究集会
(3)施設・観測機器・実験装置等の利用
(4)データ・資料の利用
（詳細は、別紙「公募要領」をご参照ください。）

2．　応募資格：国内外の大学、国公立研究機関の教員・研究者又はこれに準じる者（名誉教授・大学院学生・財団等民間団体や企業の研究者等）
なお、大学院学生は、(1)中の大型計算機共同利用公募研究の「C 挑戦的研究」、(3)および(4)を除き、研究代表者となることはできません。また、研究者又はこれに準じる者の取扱いについては「13.注意事項（5)」を参照してください。
※若手研究者からの積極的な応募を歓迎いたします。

3．　応募方法：共同利用 HP　(https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application_form/)
「様式一覧」に掲載の所定様式に必要事項を記入のうえ「Web 申請システム」から申請してください。
「Web 申請システム」：https://erikyodo2.confit.atlas.jp/ja
「Web 申請システム」の操作方法は、「共同利用 Q&A」をご参照ください。
共同利用 Q&A： https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/qa/

なお、(1)中の特定共同研究については参加を希望する個々の研究者が、その他の共同研究項目については研究代表者が申請してください。特定共同研究への参加申請は、研究代表者と事前打ち合わせ済みの場合でも、Web 申請システムから参加申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

4．　研究期間：令和 7 (2025)年 4 月から令和 8 (2026)年 3 月まで

5．　審査方針：研究計画の内容が各種共同利用の趣旨に沿っていることが重要となります。また、各専門分野の研究者からなる委員全員で審査が行われるため、その点に留意のうえ申請書の作成をお願いします。審査では、過去 3 年間の関連課題の申請書

についても参考とします。
なお、特定共同研究の審査は、今回ご提出いただく参加申請書を地震研究所が研究代表者に送付し、研究代表者により取りまとめられた「計画調書」（11 月中旬提出期限）により行われます。

6．　申請期限：　令和 6 (2024)年 10 月 31 日（木）【厳守】

7．　郵送提出または送付書類：　以下(1)(2)(3)

（1）申請者所属機関長等の承諾書（様式 N-1）
（東京大学地震研究所（以下「本研究所」という。）所属者は、提出不要）

（2）研究倫理に関する誓約書（様式 N-2）
冒頭「私、」以降の下線欄は、氏名を自署してください。従来は一度ご提出いただければその後の提出は不要でしたが、今後は 2022 年 4 月から 2027 年 3 月の間に 1 度、2027 年 4 月から 2032 年 3 月の間に 1 度、というように最長 5 年に一度の提出が必要となりましたのでご注意ください。（東京大学所属者は、提出不要）

（3）知的財産に関する誓約書（様式 N-3）
対象は、高エネルギー素粒子地球物理学公募研究の研究代表者及び分担研究組織欄に記載された研究者等です。冒頭「私、」以降の下線欄は、氏名を自署してください。従来は一度ご提出いただければその後の提出は不要でしたが、今後は 2022 年 4 月から 2027 年 3 月の間に 1 度、2027 年 4 月から 2032 年 3 月の間に 1 度、というように最長 5 年に一度の提出が必要となりましたのでご注意ください。（東京大学所属者は、提出不要）

その他送付上の注意事項

原則として応募後 2 週間以内に上記(1)(2)(3)の原本を郵送するか、PDF 化のうえ「Web 申請システム」又は本研究所研究支援チーム（共同利用担当）宛てメールにてご送付ください。（郵送先およびメールアドレスは、本通知の末尾に記載）
(1)及び(2)の提出対象者は、研究代表者及び研究分担組織欄に記載された研究者全員です。また、承諾書は、研究課題毎に提出が必要となりますのでご注意ください。なお、研究実施期間中の異動等により所属機関の変更が生じた場合は、承諾書の再提出が必要となりますのでご注意ください。

8．　採　　否：　採否は、本研究所共同利用委員会にて決定します。令和 7 (2025)年 3 月下旬までに行い、結果は研究代表者及び本研究所担当教員宛てに通知します。

9．　経費支援：　共同研究及び研究集会については、共同研究項目ごとに定められた共同利用に必要な経費（消耗品・役務・単純労務謝金等）や旅費を予算の範囲内において本研究所が支出します。備品には原則支出できませんのでご注意ください。なお、消耗品と備品の定義・事例は「13. 注意事項の(6)」をご参照ください。また、支出できる謝金は、単純労務謝金のみとなります。単純労務謝金の定義は「13. 注意事項の(7)」をご参照ください。また、特定共同研究（C）及び大型計算機共同利用公募研究には経費支援はありませんのでご注意ください。

10. 謝辞等の記載： 本研究所の共同利用で実施された研究に関する論文等を発表される場合は、謝辞に「東京大学地震研究所共同利用により援助を受けた」旨の記載を行ってください。また、その別刷（PDF、配布元 URL 情報でも可）又はデータ等を本研究所研究支援チーム（共同利用担当）に提出してください。

※Acknowledgment(謝辞)に、本研究所より助成を受けた旨を記載する場合は「ERI JURP　20XX-X-XX の課題番号」を必ず含めてください。

（記載例：課題番号「20XX-A-01」）

【英文】：下のいずれか

・This study was supported by ERI JURP 20XX-A-01 in Earthquake Research Institute, the University of Tokyo.

・This study was funded by Earthquake Res. Inst., the University of Tokyo, Joint Research program 20XX-A-01.

【和文】：本研究は東京大学地震研究所共同利用(20XX-A-01)の援助を受けました。

大型計算機共同利用公募研究に採択された課題は、東京大学情報基盤センターへの謝辞も記載してください。

https://www.cc.u-tokyo.ac.jp/faq/general.php#RESULT

（記載例）

【和文】

・本研究成果は、東京大学情報基盤センタースーパーコンピュータシステムを利用して得られたものです。

【英文】

・This research was conducted using the FUJITSU Supercomputer PRIMEHPC FX1000 and FUJITSU Server PRIMERGY GX2570 (Wisteria/BDEC-01) at the Information Technology Center, The University of Tokyo.

11. 宿 泊 施 設： 本研究所には宿泊施設がありませんので、各自手配してください。

12. 個人情報の取り扱いについて：

（1）本研究所は、取得した個人情報を、共同利用・共同研究事業の適正な遂行のために利用します。上記利用には、当該事業の実績報告書における所属機関、職名、氏名等の掲載、国の機関等における閲覧用の公開を含みます。

（2）本研究所は、取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律第１８条第３項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、同法第２７条第１項各号に定める場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者への提供はいたしません。

参考：個人情報の保護に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057

（3）本研究所は、取得した個人情報について、本人から開示、内容の訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、本学の個人情報開示等に関する規則の定めるところにより、速やかに対応します。

13.　注 意 事 項：

(1) 本研究所の施設等の利用にあたっては、本研究所の規程、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する所長の指示に従ってください。

(2) 研究の実施、設備などの利用については、本研究所担当教員と十分に連絡を取り、かつ、本研究所の関係する教員の指示に従ってください。

(3) 東京大学以外に所属の共同利用者が研究を遂行する際に生じた損失及び損害に関しては、原則として共同利用者の所属機関で対応するものとし、東京大学は一切の責任を負いません。学生が共同研究に参画される場合は、（公財）日本国際教育支援協会の損害保険「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」等に加入してください。なお、大型計算機共同利用公募研究については保険への加入は不要です。万が一、機器や付属品等を破損もしくは紛失した際は、使用責任者の責任で、修理もしくは補充を行ってください。機器返送後、不具合が見られたときは、修理代金等を請求する場合があります。故障などに備え、各機関において保険に加入されることをお勧めいたします。

(4) 本共同利用により知的財産が創出された場合は、出願等を行う前に本研究所担当教員及び申請書に記載された全研究者にご連絡するとともに、所属機関の知財担当部署への連絡をお願いします。権利の持ち分、出願手続き等については、協議の上決定いたします。

(5) 本共同利用に大学院学生が参加する場合は、指導教員の許諾及び承諾書の提出が必要となります。また、学部学生が研究者として参加することは、原則として認められません。ただし、研究代表者からの申請によって、技術職員、技術補佐員及び学部学生も「研究補助者」として、研究分担組織における研究補助業務に従事できるものとします。技術職員、技術補佐員及び学部学生を「研究補助者」として研究分担組織に参加させる場合には、当該者の承諾書（誓約書は不要）を作成のうえ本研究所研究支援チーム（共同利用担当）までご連絡ください。

(6) 耐用年数が 1 年以上かつ 1 個または 1 組の取得価額（税込）が 10 万円以上の物品は備品となります。ただし、高額であっても、電池・試薬・ソフトウェア等、消耗品として扱うものもあります。判断に迷われる場合は本研究所研究支援チーム（共同利用担当）までお問い合わせください。

(7) 単純労務謝金とは、研究補助、事務補助、イベントの手伝い等、単純労務に対する謝金であり、本学の諸謝金基準単価表の「10. 集計・会場整理等単純労務謝金」に該当するものです。

(8) 本経費を用いて、研究集会等を開催される場合は、主催者に必ず本研究所を含めてください。

(9) 共同研究及び研究集会の報告書は、本研究所共同利用 HP に掲載します。なお、研究集会の参加者名簿については、掲載いたしません。

(10)参加者の個人情報を取得する際は、本研究所に提出する報告書へ記載されること及び本研究所の成果報告に個人が特定されない形で参加人数が利用されることを伝え、承諾を得る等の個人情報保護法に則った手続きをお願いします。

(11)上記のほか、本件公募に関するお問い合わせは、本研究所研究支援チーム（共同利用担当）までご連絡ください。

【提出先、問い合わせ先】
〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学地震研究所 研究支援チーム（共同利用担当）
電話： 03-5841-1769, 5710
FAX： 03-5689-4467
E-mail: k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp

公　募　要　領

本研究所においては、全国の地震・火山の関連分野の研究遂行に資するため、各種共同利用・共同研究の制度が設けられており、これらの募集を１年毎に行っております。
以下の記載事項をご参照のうえ、期日までに共同利用 Web 申請システムから申請してください。

Web 申請システム： https://erikyodo2.confit.atlas.jp/ja

操作方法は、「共同利用 Q&A」をご参照ください。

共同利用 Q&A： https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/qa/

本公募要領をはじめ、各種様式は共同利用 HP
https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application_form/に掲載しております。
なお、共同利用・共同研究に申請される場合は、事前に本研究所の関連する教員と打ち合わせを行った上で申請してください。

１．　共同研究

本公募要領における「建議」とは「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第３次）の推進について」（建議）を指し、この建議に基づく研究を「地震火山災害軽減研究」と略記します。また、関連様式においても同様の略記が用いられます。建議の詳細については文部科学省の HP（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu6/toushin/1413118_00006.htm）をご覧ください。

（１）　特定共同研究（A）：

「地震火山災害軽減研究」、及び、本研究所が関係機関と全国規模で実施している既に共同利用経費以外の予算の裏付けのある研究プロジェクト（課題登録済み）のうち、別途、公募を経て登録された特定共同研究課題（別表 A）への参加を希望する研究者を募集します。参加研究者には、別表 A に掲載された研究課題に参加するための旅費を支援します。1 課題当たりの旅費は 30 万円が上限となります。

このうち、「地震火山災害軽減研究」（課題番号 2025-A-01）への参加については、建議に参画していない研究機関に所属する研究者を対象とし、建議に基づいて計画的に推進する各共同研究プロジェクト（付表 A-01）へ参加するための旅費を補助します。建議の参画機関は以下でご確認ください。

https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2024/06/sankakukikan_2024.5.pdf

また、「地震火山災害軽減研究」の個々の研究課題、研究内容、研究計画、課題代表者は以下の Web ページをご覧ください。

https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/YOTIKYO/_/f/2024/05/project_r6_10.html

「地震火山災害軽減研究」以外の研究課題についても、共同利用経費以外の予算で運営されている元のプロジェクト自体には参加していない研究者が対象となります。

関心をお持ちの方は、各課題の研究代表者または地震研担当教員にプロジェクト内容等の詳細をお問い合わせください。参加を希望する場合は参加申請書（様式A-2a(地震火山災害軽減研究用)、様式A-2b(その他の研究課題用)）を提出してください。

なお、課題の公募は、毎年 6 月頃（今年度は 7 月）に行っております。ご興味のある方は、こちらをご参照ください。

2025tokuteikenkyukadaikoubo.pdf (u-tokyo.ac.jp)

（２） 特定共同研究（B）：

現在は「地震火山災害軽減研究」や委託研究等の事業費の裏付けがなく、将来、事業化（大型プロジェクト等を含む）を目指す研究プロジェクトとして、別途、公募を経て登録された特定共同研究課題（別表 B）への参加を希望する研究者を募集します。本種別の研究プロジェクトは、複数機関の参加者からなる研究者グループで実施され、国際的または多くの分野にまたがる学際的な研究課題や萌芽的な研究課題が登録されています。

別表 B に掲載された研究課題について、関心をお持ちの方は、各課題の研究代表者または所内担当教員に研究内容等の詳細をお問い合わせください。参加を希望する方は、参加申請書（様式 B-2）を提出してください。

なお、課題の公募は、毎年 6 月頃（今年度は 7 月）に行っております。別表 B の研究代表者名欄に星印が記載されている課題は、若手研究者（研究開始年度の 4 月 1 日現在において、39 歳以下、または博士学位取得後 8 年未満の研究代表者（博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者を含む））が主体となって実施する研究で、かつ研究代表者として申請している課題です。本共同研究では、若手研究代表者が実施する課題を積極的に支援しています。公募について、ご興味のある方は、こちらをご参照ください。1 課題当たり年間２００万円を上限とした研究費を支援します。

2025tokuteikenkyukadaikoubo.pdf (u-tokyo.ac.jp)

（３） 特定共同研究（C）：

共同利用経費の支援を要しない共同研究プロジェクト等で広く全国の研究者に参加いただきたい課題として、別途、公募を経て登録された特定共同研究課題（別表 C）への参加を希望する研究者を募集します。

関心をお持ちの方は、各課題の研究代表者または地震研担当教員にプロジェクト内容等の詳細をお問い合わせください。参加を希望する方は、参加申請書（様式 C-2）を提出してください。なお、課題によっては随時申請を受付けているものがあります。

なお、課題の公募は、毎年 6 月頃（今年度は 7 月）に行っております。ご興味のある方は、こちらをご参照ください。

2025tokuteikenkyukadaikoubo.pdf (u-tokyo.ac.jp)

（４） 一般共同研究：

本研究所内外の研究者が協力して進める共同研究で、少人数のグループからの研究課題を公募します。本研究種目では、若手研究者の応募を歓迎します。

審査の重点：「地震研究所で従来から行われている研究をさらに発展させる提案」、「研究の成果が地震研究所の研究活動をより活性化させる提案」を優先します。さらに、「地震研究所では従来行われていない新しい研究の提案」も募集します。

また、国際地震･火山研究推進室外国人客員教員の推薦者が、採択された客員教員、及び本研究所の受入教員と共同研究を推進する課題には、相応の配慮をします。

研究期間：研究期間は 1 年ですが、毎年度申請することは可能です。その場合は、前年度の申請との違いを、どう発展したかを含めて、ご記載ください。

研究費：1 課題当たりの研究費の上限を 50 万円としますが、特に高額の消耗品を必要とする研究課題等については、相応の配慮をします。また、国外から参加する研究者などを含む場合等も含めて、50 万円を超える経費を必要とする場合は、理由を必ず記載のうえ申請してください。審査時に申請額が妥当であるか検討しますが、必ずし

も申請額が全額認められるものではありません。費目は旅費、共同研究費（消耗品・役務・単純労務謝金等）とします。

申請書記入上の
注　意　点　：次世代の研究者人材育成とキャリア形成支援を目的とし、若手研究者が主体となって実施し、かつ若手研究者が研究代表者である研究課題については、若手研究代表者からの申請であることを考慮した審査を行っております。対象は、研究開始年度の４月１日現在において、39 歳以下、または博士学位取得後８年未満の研究代表者（博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前･産後休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後８年未満となる者を含む。）とします。該当する場合には、申請書（様式 G-1）にて申告ください。また、研究代表者は所外の有参加資格者であり、かつ研究組織に所内の教員が含まれている必要があります。研究代表者は、共同で研究を行う所内担当教員と課題・内容等を充分に相談した上で、申請書（様式 G-1）を提出してください。

なお、本研究所で行われている研究内容については「東京大学地震研究所要覧 2023」あるいは本研究所 HP（https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/）をご覧ください。

研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に報告書（様式 G-2）を、Web 申請システムにて提出してください。

（５）　地震・火山噴火の解明と予測に関する公募研究：

「地震火山災害軽減研究」の「III. 計画の実施内容」に記載されている研究項目の内容またはそれらのための技術開発、データベース開発等に関する研究で、付表 A-01 に無い新たな研究課題を公募するものです。

対象研究項目：「III. 計画の実施内容」に記載されている６つの項目のうち、「１．地震・火山現象の解明のための研究」、「２．地震・火山噴火の予測のための研究」、「４．地震・火山噴火に対する防災リテラシー向上のための研究」、「５．分野横断で取り組む地震・火山噴火に関する総合的研究」「６．観測基盤と研究推進体制の整備」の５項目に関する研究が本公募の対象となります。
項目「３．地震・火山噴火の災害誘因予測のための研究」の内容に関する公募研究については、本研究所と京都大学防災研究所が共同で実施する「拠点間連携共同研究」として別に公募を行う予定です。

審 査 の 重 点：提出書類を基に審査を行い、採否を決定します。採択にあたっては対象研究項目との関連性と内容の新規性を重視します。特に、重点的な研究であるとして掲げている「２．（１）地震発生の新たな長期予測（重点研究）」、「２．（３）火山の噴火発生・活動推移に関する定量的な評価と予測の試行（重点研究）」および「５．分野横断で取り組む地震・火山噴火に関する総合的研究（（１）南海トラフ沿いの巨大地震、（２）首都直下地震、（３）千島海溝沿いの巨大地震、（４）内陸で発生する被害地震、（５）大規模火山噴火、（６）高リスク小規模火山噴火）」に関連の深い研究課題を優先します。

研　究　期　間：研究期間は１年ですが、次年度以降においては年度ごとに申請し、審議審査を受けた上で最長３年まで継続が可能です。

研　　究　　費：１課題当たりの研究費の上限を１年につき 100 万円とし、費目は旅費、共同研究費

（消耗品・役務・単純労務謝金等）とします。

申請書記入上の注意点：申請書に対応する研究項目を記載してください（例：1.(5)ア．プレート境界地震と海洋プレート内部の地震）。その際、「研究の目的と意義欄」には、研究項目との関連が明確にわかるように記入してください。研究代表者は申請書（様式Y-1）を提出してください。「昨年度からの継続性」については、今年度から新規課題を申請する場合は「新規」を、昨年度からの継続課題について申請する場合は「継続」を申告して下さい。なお、申請書の内容によっては審査の過程で「新規・継続」を申告と異なるものと判断する場合があります。

地震・火山噴火予知研究協議会の審査に基づき、本研究所の共同利用委員会が採否を決定します。採択された課題については、地震火山研究連携センターの教員が所内担当教員となります。

研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に報告書（様式 Y-2）を、Web 申請システムにて提出してください。また、地震・火山噴火予知研究協議会の定める様式の報告書の提出が毎年度末に必要です。また、毎年度末に開催予定の成果報告シンポジウムでの発表をお願いします。

（6） 高エネルギー素粒子地球物理学公募研究：

異分野融合による新分野創成研究として「高エネルギー素粒子地球物理学（ミュオグラフィ等）」に関する研究を推進するため、高エネルギー素粒子地球物理学に関連する技術開発研究課題を公募するものです。

審査の重点：提出書類を基に審査を行い、採否を決定します。産学連携研究、及びそれを推進するマッチングファンドの拠出を推奨します。

研究期間：研究期間は 1 年です。

研究費：1 課題当たりの研究費の上限を 1 年につき 100 万円とします。国外から参加する研究者などを含む場合等、100 万円を超える経費を必要とする場合は、理由を必ず記載のうえ申請してください。審査時に申請額が妥当であるか検討しますが、必ずしも申請額が全額、認められるものではありません。費目は旅費、共同研究費（消耗品・役務・単純労務謝金等）とします。

申請書記入上の
注意点：研究代表者は、関係者と打ち合わせの上、申請書（様式 H-1）を提出してください。所内担当教員として、1 名以上の記載が必要です。

高エネルギー素粒子地球物理学公募研究委員会の審査に基づき、本研究所の共同利用委員会が採否を決定します。

また、本公募研究については、本共同利用によって創出された知的財産の取り扱いに関する誓約書（様式 N-3）を提出する必要があります。提出上の注意点につきましては、通知内「7．郵送提出または送付書類」をご参照ください。

研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に報告書（様式 H-2）を、Web 申請システムにて提出してください。

（7） 大型計算機共同利用公募研究：

地震・火山・防災の関連分野では、大量のデータを用いたり、大規模計算を実施するといった大型計算機を利用しなければならない研究分野が増えてきました。しかし、大型計算機は、限られた資源であり、広く一般的に利用できる状況には至っていません。そこで本研究所では、2020 年度より、地

震・火山・防災の関連分野の研究遂行に関わる大規模計算を行う研究課題（以下地震火山防災研究）を公募しています。令和 7 (2025)年度は、希望計算資源量に応じて、以下の 3 種類を公募します。

名称	対象	申請可能計算資源量（トークン量）	申請書様式
A　超大型研究	大型研究を複数含む	25 万～上限なし	S-1a
B　大型研究	大規模計算を複数含む	8.5 万～25 万未満	S-1b
C　挑戦的研究	A や B への準備段階の研究課題、萌芽的な研究課題および EIC では実行が難しい研究が対象	5 万以下	S-1c

審 査 の 重 点：提出書類を基に審査を行い、採否を決定します。A 超大型研究・B 大型研究については、大規模計算かどうかおよび地震火山防災研究との関連性を重視します。C 挑戦的研究については、地震火山防災研究との関連性を考慮し、採否のみを決定します。

研　究　期　間：研究期間は 1 年ですが、C については申請時期により異なります。（申請期限：をご参照ください。）

申　請　期　限：年に 1 度(10 月末)の公募となりますが、追加公募を行う可能性があります。従来、C については今回のほか 5 月、8 月、11 月末に申請を受け付けることとしておりましたが、毎月末に受け付けることとします。この場合には採択決定後～当該年度末が研究期間となります。

研　　究　　費：旅費等の経費は配分しません。東京大学情報基盤センターのスーパーコンピューターシステムにおけるトークンを本研究所が負担します。令和 6 (2024)年度は、以下の URL に掲載されているスーパーコンピューターシステムであれば使用可能です。
https://www.cc.u-tokyo.ac.jp/

申請書記入上の
注　意　点　：A 超大型研究および B 大型研究へ申請される場合は、本研究所の所内担当教員として 1 名以上の記載が必要です。研究代表者は、共同で研究を行う所内担当教員と課題・内容等を充分に相談したうえで、申請してください。
また、計算ノード時間や並列ファイルシステム使用量については、審査のうえ、配分されます。特に並列ファイルシステム使用量については、要求される計算ノード時間に基づき配分することを予定しているため、必ずしも希望に添えない可能性があることを予めご了承願います。
A 超大型研究へ申請される場合は申請書(様式 S-1a)を、B 大型研究に申請される場合には申請書(様式 S-1b)を、C 挑戦的研究へ申請される場合は申請書(様式 S-1c)を提出してください。また、いずれの場合も、研究分担組織詳細(別紙)を併せて提出してください。なお、C 挑戦的研究への申請に限り、大学院学生も研究代表者として申請可能です。

本研究所における大型計算機共同利用公募研究委員会の審査に基づき、同所共同利用委員会が採否を決定します。なお、C 挑戦的研究への申請については、計算地球科学研究の発展につながる萌芽的研究および EIC において実行できない規模の計算実行への支援を目的とし、原則として、計算

資源量の査定は行わず、採否のみを決定します。

研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に報告書（様式 S-3）を、Web 申請システムにて提出してください。

２．　研究集会

地震・火山の関連分野の研究上興味深い特定テーマについて、全国の研究者が 1～3 日間程度、研究会を開き、集中的に討議するものです。サマースクール等、将来の地震・火山関連コミュニティーの発展へ貢献が期待される研究集会も含みます。

研究代表者は、規模・内容等を関係者と充分検討した上、申請書（様式 W-1）を提出してください。所内担当教員として 1 名以上の記載が必要です。開催場所は、本研究所を原則としますが、オンライン開催も可とします。オンライン開催を除き、特に本研究所外（国外を含む）で開催しなければならない場合は、その理由を明記してください。

なお、本経費を使用した研究集会は、必ず本研究所を主催者に含める必要があります。また、一般の方の参加を認める場合には「公開」、そうでなければ「非公開」、としてください。

採択後、開催地の変更等、実施内容に重大な変更を必要とする事由が生じた場合は、共同利用委員会において再審査を行い変更の可否を判断しますので、速やかに研究支援チーム（共同利用担当）にご連絡ください。研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に報告書（様式 W-2）を、Ｗｅｂ申請システムにて提出してください。報告書は、本研究所共同利用 HP に掲載いたします。ただし、研究集会の参加者名簿については、掲載しません。

（1）国際研究集会

外国人研究者が参加し、原則として英語を使用言語とする研究集会を対象とします。申請金額の上限は 200 万円です。費目は旅費、印刷費(電子版印刷物作成経費（役務費）を含む)、研究集会運営補助のための単純労務謝金、および研究集会運営のための役務費とします。研究代表者、及び所内担当教員は、旅費を支給する研究者などが共同利用の応募資格（研究への参加）に適合しているかに留意してください。

（2）国内研究集会

使用言語や、参加研究者についての制限はありません。申請金額の上限は 100 万円です。費目は旅費、印刷費(電子版印刷物作成経費（役務費）を含む)、研究集会運営補助のための単純労務謝金および研究集会運営のための役務費とします。研究代表者、及び所内担当教員は、旅費を支給する研究者などが共同利用の応募資格（研究への参加）に適合しているかに留意してください。

３．　施設・観測機器・実験装置等の利用

本研究所が管理する施設、観測機器、実験装置等で、共同利用可能な施設等を別表 F および別表 M に示しています。申請にあたっては事前に利用施設等の所内担当教員と打ち合わせの上、該当の申請書（様式 F-1 または M-1）を提出してください。本研究所外に観測機器等を持ち出す場合には、原則、持ち出す 2 週間前までに所定の物品借用書（様式 F-3）を提出してください。これら施設等の利用のために経費を必要とする場合は、一般共同研究に応募してください。

利用した方は、研究期間終了後 30 日以内に、利用した施設等に応じ、報告書（様式 F-2、M-2）を、Web 申請システムにて提出してください。

４．　データ・資料の利用

本研究所が管理する、地震その他の地球科学的データや資料で、共同利用可能なデータ等の一覧を別表 D に示しています。利用を希望される場合は、事前に利用データ等の所内担当教員と打ち合わせの上、申請書（様式 D-1）を提出してください。なお、地震火山情報センター計算機システム・データベースの利用については、以下の地震火山情報センターHP より申請してください。

https://eic-support.eri.u-tokyo.ac.jp/

これらデータ等の利用のために経費を必要とする場合は、一般共同研究に応募してください。

また、衛星通信等を用いた全国地震観測システムデータ受信を希望される場合は、データ受信申請書（様式 T-1）を Web 申請システムにて提出してください。

利用した方は、研究期間終了後 30 日以内に、使用したデータ・資料に応じ、報告書（様式 D-2、T-2）を、Web 申請システムにて提出してください。